

令和6年度 市・県民税申告のご案内

市税の申告と納税につきましては、日頃からご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
今年も申告の時期になりました。市・県民税の申告は、市が令和5年中の所得に対して令和6年度課税すべき税額を適正に計算するための課税資料として提出していただくものです。次の事項をお読みになり、指定日での申告をお願いいたします。

◎郵送での提出をされる方について

同封の返信用封筒に切手を貼付して、申告用紙・添付書類(下記の“申告に必要な書類等”参照)を同封のうえ返送いただきますようお願いいたします。

◎市・県民税の申告が必要な方

◇令和6年1月1日現在鴻巣市に住所があり、次の事項に該当する方

- 令和5年中に事業(営業、農業)・不動産等の収入があった方で、所得税の確定申告を必要としない方
所得税は課税されないが、事業収入や不動産収入のある方は市・県民税の申告が必要になります。
- 会社員などで給与所得以外の所得がある方
給与所得以外の所得の合計額が20万円以下でも市・県民税の申告が必要になります。
(所得税では、1ヶ所から給与を受け給与・退職所得以外の所得金額が合計20万円を超える場合や、2ヶ所以上から給与を受け年末調整されなかった給与の収入金額と、給与・退職所得以外の所得の合計が20万円を超える場合、原則確定申告が必要です。)
- 会社員などで勤務先から給与支払報告書の提出がない方
勤務先から直接本人に渡されている場合など、市役所に提出がない場合は、申告書と一緒に提出が必要になります。
- 公的年金受給者で所得控除を受ける方
公的年金などの収入金額が400万円以下でも医療費控除、生命保険料控除、地震保険料控除などの控除を受ける方は、市・県民税の申告が必要になります。
- 前年中に収入のなかった方
申告書の提出がないと、各種証明書が発行できない場合や国民健康保険税の適正な計算ができない場合があります。

◎市・県民税の申告が不要の方

- 所得税の還付・確定申告書を提出する方
確定申告をした場合、市・県民税の申告をしたものとみなされます。
- 会社員などで、勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されている方
提出された給与支払報告書に変更がない限り、申告書の提出は不要です。
- 収入がなく、市内在住の親族に扶養されていて、扶養している方の申告及び年末調整で扶養親族として申告のある方
福祉・国民健康保険税関係の軽減措置や高額療養費の給付を受ける方は申告が必要です。

◎申告に必要な書類等

＜申告者全員が必要＞…申告には、マイナンバー（個人番号）の記載が必要となります。
・「番号確認」（記載された個人番号に誤りがないかの確認）と、「身元確認」（個人番号の正しい持ち主であるかの確認）の、両方の確認書類が必要となります。以下の書類をご持参ください。

	番号確認	身元確認
確認方法1	マイナンバー（個人番号）カード	
確認方法2	通知カード	運転免許証、健康保険証、パスポート、在留カード、障害者手帳、年金手帳等

- 申告者以外の方が申告に来る場合、下記の①、②の両方の書類が必要になります。
 - ①申告者本人の番号確認書類（マイナンバーカード・通知カード）の写し
 - ②申告者本人の身元確認書類（マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証等）の写し
- ＜その他、該当者が必要な書類＞

所得の種類	必要書類	申告書	源泉徴収票または支払者の証明及び給与明細書	収支内訳書等	国民年金保険料、生命保険料、医療費等の明細書・領収書等
営業・不動産・農業の方		○		○(作成済みのもの)	○
給与と給与以外の所得がある方		○	○	○(作成済みのもの)	○
給与所得・年金所得の方		○	○		○
無収入の方		○			

◎市・県民税の申告受付日程

下記のすべての会場でパソコンを利用しての申告受付となります。

【受付時間】＝午前9時～午前12時 午後1時～午後3時

【市・県民税の申告に関する問い合わせ】
鴻巣市役所税務課 ☎541-1321(内線)2254～2257

と き	申告会場	対象地区(参考)	と き	申告会場	対象地区(参考)					
2月	22日 木	川里生涯学習センター	3月	8日 金	箕田公民館					
	26日 月					広田、北根、赤城、赤城台 関新田、新井、境、上会下、屈巢				
	28日 水					原馬室、滝馬室、小松、松原、氷川町				
3月	29日 木	南・榎戸	12日 火	あたご公民館	人形、本町、本宮町、雷電、富士見町、栄町					
	1日 金	吹上、吹上富士見				13日 水	鴻巣市文化センター(クレアこうのす)	鴻巣、ひばり野、上・下生出塚、中央、生出塚、市ノ縄、八幡田、笠原、郷地、安養寺、常光、下谷、上谷、西中曽根		
	4日 月	榎戸1・2、荊原、北新宿、新宿							14日 木	加美、宮地、東、天神、神明、逆川
	5日 火	鎌塚、袋、前砂								
	6日 水	下忍、明用、三町免、小谷								
	7日 木	大間、北中野、登戸、宮前、糠田、堤町、緑町、幸町								

◎市での確定申告の臨時受付について

すべての会場でパソコンを利用しての申告受付となります。

なお、税務署のe-Tax用のパソコンは、ご用意できません。あらかじめご了承ください。

◆次の①から⑩の申告は、上尾税務署での受付となります。作成済みの申告書類につきましては、受付でお預かりして税務署へ回送いたします。記帳相談は行いませんのでご了承ください。

①青色申告 ②事業所得(営業等・農業)、不動産所得などの申告で収支内訳書の作成がお済みでない方 ③土地などの分離・総合譲渡(繰越損失を含む)に関する申告 ④株式及び先物取引などの分離課税(繰越損失を含む)に関する申告 ⑤住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)を初めて受ける方の申告 ⑥雑損控除(災害、盗難、横領による損失など)の申告 ⑦過年分の申告 ⑧亡くなられた方の準確定申告 ⑨更正の請求・修正申告 ⑩贈与税・消費税の申告

1 還付申告

給与や年金受給者の方で、医療費控除などで所得税の還付を受けるための申告です。

【受付時間】＝午前9時～午前12時 午後1時～午後3時

と き	申告会場	対象地区
2月	14日 水	鴻巣市文化センター(クレアこうのす)
3月	15日 木	

2 確定申告 【受付時間】＝午前9時～午前12時 午後1時～午後3時

と き	申告会場	対象地区(参考)	と き	申告会場	対象地区(参考)			
2月	16日 金	鴻巣市文化センター(クレアこうのす)	2月	22日 木	川里生涯学習センター			
						19日 月	広田、北根、赤城、赤城台 関新田、新井、境、上会下、屈巢	
						20日 火	南、榎戸	
	3月	21日 水	鴻巣市文化センター(クレアこうのす)	3月	28日 水	吹上生涯学習センター		
							29日 木	筑波、吹上本町、大芦
							1日 金	吹上、吹上富士見
4日 月	榎戸1・2、荊原、北新宿、新宿							
5日 火	鎌塚、袋、前砂							
6日 水	下忍、明用、三町免、小谷							

◆注意
※午前12時から1時間受付を休止します。再開は午後1時からになりますのでご理解のほどお願いいたします。
※混雑時は長時間お待ちいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
※各会場とも駐車場は大変混雑しますので、来場の際は公共交通機関をご利用ください。
※各地区日程で都合のつかない方は、他の会場へお越しください。

◎所得税の申告について

【相談受付時間】＝8時30分～16時

【会場設置期間】＝2月16日(金)～3月15日(金) ※土・日・祝日は実施しません。

ただし、2月25日(日)に限り開場します。

【受付場所】上尾税務署

確定申告書作成コーナー

確定申告には、ご自宅からスマホ・パソコンでご利用いただけるe-Tax・スマホ申告が便利です。国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、申告書を作成してe-Taxで送信または印刷して郵送等で税務署に提出できます。



※確定申告会場の入場には、国税庁LINE公式アカウントから事前取得又は当日配付する入場整理券が必要です。なお、当日分の入場整理券の配付が終了次第、相談受付は終了となります。



国税庁LINE公式アカウント

詳しくは国税庁ホームページ等をご確認ください。

前年収入がなかった方(遺族・障害年金のみの方を含む)

所得がなかった方は、裏面「17 所得がなかった方の記入欄」及び表面に住所、氏名等をご記入の上、郵送してください。

※遺族年金、障害年金、雇用保険の失業等給付などの収入は非課税のため、これらの収入のみであった場合は、収入がなかった方に該当します。

1「1 収入金額」及び「2 所得金額」

(前年1月1日から前年12月31日)

営業等、農業、不動産 ①～③

収入金額を⑦～⑨の該当する欄に、所得金額を①～③の該当する欄に記入してください。

※ 収支内訳書は税務課、吹上支所市民グループ、川里支所地域グループに置いてあります。

※ なお市・県民税申告においては、裏面「8 事業所得に関する事項」「9 不動産所得に関する事項」の記入を以て、収支内訳書の提出が省略できます。

利子、配当 ④、⑤

利子がある場合は、収入金額を④の欄に、所得金額を④の欄に記入してください。

配当所得がある場合は、裏面「10 配当所得・雑所得(公的年金等を除く)に関する事項」及び「14 配当割額・株式等譲渡所得割額の控除に関する事項」に必要事項を記入の上、配当の収入金額を④の欄に、所得金額を⑤の欄に記入してください。

給与 ⑥

源泉徴収票をお持ちの方は、貼付場所に貼ってください。(写し可)
源泉徴収票をお持ちでない方は、裏面「7 源泉徴収票のない給与収入」に必要事項を記入の上、収入金額を⑥の欄に記入してください。
※ 所得金額に関しましては記入不要となります。

雑(公的年金等) ⑧

源泉徴収票をお持ちの方は、貼付場所に貼ってください。(写し可)
公的年金等の収入金額を⑧の欄に記入してください。
※ 所得金額に関しましては記入不要となります。

雑(業務)(その他) ⑦

公的年金以外に雑所得がある場合には、裏面「10 配当所得・雑所得(公的年金等を除く)に関する事項」に必要事項を記入の上、収入金額を⑦の欄に、必要経費を差し引いた所得金額を⑦雑(業務)(その他)の欄に記入してください。

2「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」

社会保険料控除 ⑩

国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料等を支払った場合に記入してください。
※ この控除を受ける場合は、控除証明書または領収書が必要になります。

生命保険料控除 ⑫

生命保険料を支払った場合に記入してください。平成24年以降の契約の場合は、「新生命保険料控除の計」、「新個人年金保険料の計」、「介護保険料の計」の各欄に、平成23年以前の契約の場合は、「旧生命保険料の計」、「旧個人年金保険料の計」の各欄に、記入してください。
※ この控除を受ける場合は、生命保険料控除証明書が必要になります。

地震保険料控除 ⑬

生活用資産に支払った地震保険料がある場合には、「地震保険料の計」に記入してください。
平成18年以前に契約した長期損害保険料を支払った場合には、「旧長期損害保険料の計」に記入してください。
※ この控除を受ける場合は、地震保険料控除証明書が必要になります。

申告書の書き方

令和6年度(令和5年分)市・県民税申告書

令和6年1月1日の住所	365-8601 鴻巣市中央 1-1	新規 宛名番号	
現在の住所	同上	修正	
フリガナ	コウノス タロウ	資料番号	
氏名	鴻巣太郎	台帳番号	
生年月日	昭和20年10月1日	申告区分	送付区分
		給報	年報 市申 送付 禁止
個人番号	123456789012		

3 所得から差し引かれる金額に関する事項 (代理申告者 続柄)

源泉徴収票 貼付場所	社会保険料の種類	支払った保険料	
⑩	源泉徴収票に記載された保険料の合計額	250,000 円	
	国民健康保険	円	
	介護保険	円	
	後期高齢者医療保険	円	
	合計	250,000 円	
⑫	新生命保険料の計	旧生命保険料の計	
	円	15,000 円	
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計	
円	円		
⑬	介護医療保険料の計	円	
	円	円	
⑭	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	
	円	20,000 円	
⑮	⑭寡婦控除	⑯勤労学生控除	⑰障害者控除
	□死別 □生死不明	□学校名	障がいの程度
	□離別 □未生還		身精他 (2) 級
	⑱ひとり親控除 □		

配偶者控除	氏名	生年月日
⑱ 配偶者特別控除	鴻巣花子	昭和25.1.1
同一生計配偶者	個人番号	987654321098
	障がいの程度	所得金額
	身精他 () 級	円

扶養	氏名	生年月日	続柄	区分	障がいの程度	身精他	級
⑲	鴻巣一郎	大正10.10.10	父	同	別		

⑳	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産
㉑	損害金額	補てん金額	災害関連支出金額
	円	円	円
㉒	支払った金額	保険金などで補てんされる額	特例
	110,000 円	0 円	<input type="checkbox"/>

※扶養親族が別居の場合は、裏面15に氏名及び住所もご記入ください。

5 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市・県民税の納付方法の選択

給与・公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る市・県民税の徴収方法の選択

特別徴収(給与から天引き) 普通徴収(自分で納付)

6 寄附金に関する事項

都道府県・市区町村分(1)	円	埼玉県	(4)	円
住所地の共同募金会・日赤支部分(2)	円	鴻巣市	(5)	円

収入金額	事業	業種	金額
1	⑦営業等		
	⑧農業		
	⑨不動産		60,000.00
	⑩利子		
	⑪配当		
	⑫給与	71	72,000.00
	⑬公的年金等	72	22,000.00
2	⑭業務		
	⑮その他		
	⑯短期		
	⑰長期		
	⑱一時		

所得金額	事業	業種	金額
2	①営業等	1	
	②農業	2	
	③不動産	4	10,000.00
	④利子	5	
	⑤配当	6	
	⑥給与		
	⑦雑(公的年金等)		
	⑧雑(業務)		
3	⑨雑(その他)	88	
	⑩総合譲渡一時		
⑪合計			

4	⑩社会保険料控除	13	
	⑪小規模企業共済等掛金控除	14	
	⑫生命保険料控除	15	
	⑬地震保険料控除	16	
	⑭基礎控除		
	⑮雑損控除	11	
	⑯医療費控除	12	
	所得控除合計		
	所得税額		
	住宅控除可能額		
	居住開始年月日	平・令	年 月 日

扶養	控有	配同	特定	老人	一般	特同	普障	年少
1	2	3	63	10	48	38	35	40
	27	35	27	27	27	27	27	27

受付者	入力日	入力者	確認日	確認者
-----	-----	-----	-----	-----

寡婦控除 ⑭

夫と死別、又は離婚した後再婚していない人で子以外の扶養親族を有する場合など、一定の要件を満たす場合に控除されます。

ひとり親控除 ⑮

婚姻歴にかかわらず、生計を一にする子(所得が48万円以下)を有する単身者(合計所得金額500万円以下に限る)について、「ひとり親控除」が適用されます。
住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」と記載がある人は対象外となります。

障害者控除 ⑰

障がい者に該当する場合は、障害者手帳等の種類・等級を記入してください。
配偶者や扶養親族が障がい者に該当する場合は、「⑱配偶者控除」、「⑲扶養」の各欄に記入してください。
※ この控除を受ける場合は、障害者手帳等が必要になります。

配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者 ⑱

配偶者を扶養し、配偶者の所得が133万円以下の場合に氏名、生年月日、個人番号、所得金額を記入してください。
※ 配偶者の所得が48万円以下で障がい者を有するときは、障害者手帳等の種類・等級を記入してください。
※ 配偶者の方と同居していない場合は、裏面「15 別居の扶養親族等に関する事項」に必要事項を記入してください。
※ 合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができません。(障害者控除は適用できます)

扶養 ⑲

配偶者以外に生計を一にする扶養親族がいる場合で、その親族の所得が48万円以下の場合に氏名、生年月日、個人番号、続柄等を記入してください。
※ 扶養親族の所得が48万円以下で障がい者を有するときは、障害者手帳等の種類・等級を記入してください。
※ 扶養親族の方と同居していない場合は、裏面「15 別居の扶養親族等に関する事項」に必要事項を記入してください。

医療費控除 ㉒

前年中に一定以上の金額を支払っている方は、明細書を作成のうえ支払った金額、保険金などで補てんされる額を記入してください。
・計算方法
(支払った医療費－保険金などで補てんされる金額)－総所得金額等の5%(10万円が限度)＝医療費控除額

3「6 寄附金に関する事項」

寄附金税額控除

都道府県や市区町村に対して、寄附を行った場合は「都道府県・市区町村分」に記入してください。埼玉県共同募金会や日本赤十字社埼玉県支部に寄附を行った場合は「住所地の共同募金会・日赤支部分」に記入してください。埼玉県が条例で指定する各団体に寄附を行った場合は、「条例指定分」の「埼玉県」、「鴻巣市」の各欄にそれぞれ記入してください。
※ この控除を受ける場合は受領証明書が必要になります。

4「16 所得金額調整控除に関する事項」

所得金額調整控除

給与等の収入金額が850万円を超え、下記の3項目のいずれかに該当する場合裏面16に記入してください。
・本人が特別障害者に該当する場合
・年齢23歳未満の扶養親族を有する場合
・特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する場合

※職員記入欄